

第五百四話 未解決の戦時災害補償問題

ある本を読んでいて、戦時における国民の被害救済に関する法律が昭和17年（1942年）に制定されていたことを知った。その概要と現代的課題について考えてみたい。

1 戦時災害保護法の概要

(1) 制定 1942年2月24日

大東亜戦争が日本に有利に展開していた時期に制定されたが、国民への被害拡大を予測し、戦時体制を整備しようとした政府の意図を示すものであった。

(2) 目的 国民の戦災被害を補償すること。

(3) 対象となる災害 敵国からの武力攻撃、空襲、日本軍の高射砲の破片による被害、第三国敷設機雷による被害、艦砲射撃など戦争に起因する災害。具体的には、障害や顔にケロイドを負った人々も対象とされた。

(4) 性格 「防空法」と関連し、臣民の士気高揚を目的とした側面が強く、当面の救助、生活援助、給付金の支給を目的としていた。

(5) 支援内容 扶助（戦時災害による傷病・身体障害・死亡した本人または家族への生活扶助・療養援助・診療扶助・出産扶助・生業扶助）及び給与金（障害給与、遺族給与、住宅給与等）。

2 廃止

終戦後、GHQの命により軍人恩給と共に「戦時災害保護法」も廃止された。サンフランシスコ講和条約締結後、軍人・軍属に対しては1952年公布の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に引き継がれた。

3 軍人・軍属以外の戦争被害者救済

(1) GHQの方針 救済は福祉制度として行うべきとされ、1946年に旧「生活保護法」が制定された。

(2) 1957年以降の個別立法

「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」「引揚者給付金等支給法」などが整備された。

(3) 空襲被害者の補償要求

戦時災害援護法制定を求める議論や戦後補償裁判が続いた。

(4) 受忍論

戦争という国の存亡をかけた非常事態では、民間人の被害は国民が等しく受忍すべきものであり、国に補償義務はないとする考え方。1963年の最高裁判決で示され、政府が補償を拒む根拠とされた。

(5) ドイツ・イタリアの事例

ドイツは1950年に「連邦援護法」を制定し、軍人・民間人を問わず年金や医療保障を支給。イタリアは1978年に「戦争年金に関する諸規則の統一法典」を制定し、民間人に軍人と同等の年金を支給した。

(6) 日本における近年の動き

超党派の国会議員による「戦時災害（戦災）被害者救済支援法案（仮称）」の検討が進められており、沖縄戦を含む国内戦闘で障害を負った生存者に一時金50万円を支給する内容が盛り込まれている。また、被害実態調査や追悼施設の設置も検討されている。

(7) 対米請求権 講和条約により放棄させられている。

4 結び

戦争被害の救済をいかに位置付けるか、そして来るべき有事にどう備えるべきかは、国民保護法でも十分に規定されていない。未解決の課題として、今なお真剣に考える必要がある。

(了)